

診療所の指定について

診療所の指定の取扱(国事務連絡)

○診療所からの指定申請について

- ・ 診療所の開設者が、届出を開始しようとする年の前年の締め切り日までに、申請書を所在地の都道府県知事に提出

○指定について

- ・ 指定は、各年1月1日付けでまとめて行い、年度途中の追加は行わない
- ・ 指定は、各年1月1日付けで指定した旨を通知する

○指定期間

- ・ 期間の制限はなし
- ・ 診療所からの辞退又は都道府県知事による指定の取消が行われるまでは、当該指定の効果は継続する

○指定日と届出義務の発生する対象の関係について

- ・ 指定日以後に当該診療所において初回診断が行われた原発性のがんに係る情報が対象

○指定を受けていない診療所からの取扱について

- ・ 指定を受けていない診療所からの届出は受理しない
- ・ 指定を受けていない診療所は、遡り調査の対象としない

県の診療所指定に係る基本的な考え

県としては、平均寿命の延伸に向け、本県におけるがん罹患状況等を正確に把握し、科学的な根拠に基づくがん対策を行い、全国でも最も悪いがん死亡状況を改善するため、指定する診療所はできる限り多い方が望ましいと考えていますが、特に、以下の診療所には、是非、指定申請を行っていただきたいと考えています。

- ①過去3年間に、地域がん登録を行ったことのある診療所
- ②過去3年間に、県から地域がん登録の遡り調査を依頼されたことのある診療所
- ③現在、内視鏡治療などにより、がん患者の診療等に携わっている診療所

診療所指定に係るスケジュール(見込み)

8月下旬以降 県から診療所の指定申請に係る通知

(診療所からの指定申請)

9月～10月 指定申請締切

(申請書の内容審査等)

～12月 平成28年1月1日付け診療所指定

※ がん登録推進法に係る政令、省令の施行後、正式に決定します。

(参考)

(青森県の死亡状況)

- 平均寿命が男女とも全国ワースト1位（特に、男性は昭和50年から）
- 青森県の死亡原因は昭和57年からがんが第1位（現在、約3割が、がんで死亡）
- 75歳未満のがん年齢調整死亡率も男女とも全国ワースト1位（特に、男性は平成16年から）



がん対策が重要

(地域がん登録の充実等)

- 地域がん登録について、平成24年度から遡り調査を実施
→がん登録精度が飛躍的に向上
- 弘前大学に、平成25年度から県の寄附講座「地域がん疫学講座」を設置し、がん登録データ等を活用した研究・分析を実施
→青森県はがんの罹患率が全国並にもかかわらず、死亡率が高い。その要因として、早期発見が少ないことが考えられる。



早期発見、早期治療のため、がん検診受診率向上等の新たな取組